

# 島田市議会基本条例

(補足説明：島田市議会会議規則(第35条の2))

## 島田市基本計画の議決に関する条例 (逐条解説)

島田市議会

## 島田市議会基本条例（逐条解説）

### 目次

前文	1
第1章 総則	
第1条（目的）	2
第2条（議会の活動原則）	2
第3条（議員の活動原則）	3
第2章 市民と議会との関係	
第4条（会議の公開）	4
第5条（議会の活動に関する資料の公開）	4
第6条（議案に対する賛否の公表）	5
第7条（議会報告会等の開催）	5
第3章 議会と執行機関との関係	
第8条（事務執行の監視）	6
第9条（市長が立案する政策の調査）	6
（補足説明）島田市議会会議規則〈抜粋〉	
第35条の2（議案に係る資料の要求）	6
第10条（議員による資料要求）	7
第4章 議会の機能の充実	
第11条（会派の結成）	8
第12条（議員相互の討議）	8
第13条（調査制度等の活用）	9
第14条（政務調査費の活用）	9
第15条（議会図書室の管理運営費）	9
第16条（研修の充実）	10
第17条（議会事務局の整備）	10
第5章 雑則	
第18条（検討）	11
附則	11

## 島田市基本計画の議決に関する条例（逐条解説）

### 目次

第1条（目的）	12
第2条（議会の活動原則）	12
附則	12

## 島田市議会基本条例（逐条解説）

### （前文）

平成12年4月のいわゆる地方分権推進一括法の施行を一つの区切りとして、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した。国と地方公共団体との関係は、対等・協力という新たな関係へと変化し、地方公共団体は、地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自ら立案し、実施していくことが、これまで以上にできるようになった。このような地方公共団体をめぐる環境の変化の中で、地方議会は、政策形成、行政監視等の機能の更なる充実を求められている。

島田市議会は、このような時代の要請にこたえるべく、常に市民の中にあって市民とともに行動する存在となることを目指すものである。このためには、議会が、現在のみならず将来にわたり市民の幸福を実現するための政策について話し合う合議体であることを自覚しつつ、市民との距離をより近づけるよう、不断の努力を積み重ねていくことが必要である。

さらに、島田市議会は、首長及び議員とともに住民が直接選挙で選ぶという二元代表制の下、地方自治の一翼を担う存在として、市長との立場及び権能の違いを踏まえつつ、「自立し、自律した存在」となることを期するものである。もとより、議会がその果たすべき役割を全うするためには、議員が自らの能力を高め、その能力を十分に発揮することが求められるところであり、これらの実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

ここに、島田市議会は、議会及び議員の活動についての基本理念及び市民と議会・議会と市長のそれぞれの関係を示し、新たな分権と自治の時代にふさわしい「言論の府」として、その進むべき方向性を明らかにするため、島田市議会基本条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、島田市議会（以下「議会」という。）及び島田市議会議員（以下「議員」という。）の活動の原則、市民に開かれた議会の在り方その他の議会に関する基本的事項を定め、市民の福祉の向上と市政の持続的な発展に寄与することを目的とする。

### (解説)

本条例の目的を定めたものです。

地方自治の一翼をなす議会の重要な役割である「市民の福祉の向上」と「市政の持続的な発展」に寄与することを目的としています。

### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に対する説明責任を果たすこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させること。
- (3) 議会における意思決定その他の活動の過程において市民が参画することができる機会を確保すること。
- (4) 市民が議会に関する情報を常に容易に入手することができるよう、これらの情報を積極的に発信すること。
- (5) 新たな政策の形成に資することができるよう、市長その他の執行機関における政策の実施状況を監視し、及び評価すること。

### (解説)

議会が市民の中にあって市民とともに行動する存在となるよう、また、行政監視等の機能の更なる充実が議会の政策形成の向上につながるよう、議会が活動するに当たっての5つの原則を定めたものです。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に従って活動しなければならない。

- (1) 高い倫理性を保持し、公正かつ清廉を基本姿勢とすること。
- (2) 市民全体の福祉の向上を目指すこと。
- (3) 不断の研さんに努め、自己の資質を高めること。
- (4) 議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議を重んずること。

(解説)

議員が活動するに当たっての4つの原則を定めたものです。

- (1) 市民の代表者としてふさわしい高い倫理性を保持すべきこと、公正かつ清廉を基本姿勢とすべきことを定めてあります。
- (2) 特定の地域、団体等の個別の課題を解決するだけでなく、全体の奉仕者として市民全体の福祉の向上を目指すべきことを定めてあります。
- (3) 地方公共団体をめぐる環境の変化の中で、議員はより高度な能力が要求されています。たゆまぬ努力により、議員としての資質を向上すべきことを定めてあります。
- (4) 新たな分権と自治の時代にふさわしい「言論の府」となることを目指し、合議制の機関の構成員として、議員相互の自由な討議を重んずるべきことを定めてあります。

## 第2章 市民と議会との関係

### (会議の公開)

第4条 議会は、本会議（地方自治法（昭和22年法律第67号）第6章第6節に規定する会議をいう。）、委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）並びに議長の招集により開催される全員協議会及び議員連絡会（以下これらを「本会議等」と総称する。）を、原則として広く市民に公開するものとする。

### (解説)

市民に開かれた議会とするため、これまで公開している本会議だけでなく、委員会、全員協議会及び議員連絡会を原則として公開することを定めたものです。

また、この規定の精神にのっとり、本会議等の会議録は市役所の情報公開コーナーへの配置、ホームページへの掲載等により広く市民に公開することが求められます。

### (議会の活動に関する資料の公開)

第5条 議会は、本会議等において使用した資料その他の議会の活動（地方自治法その他の法令又はこれらに基づく条例に定める議会の権限の行使にかかわる活動をいう。以下同じ。）に関する資料を整理し、他の条例に特別の定めがある場合を除き、これをいつでも市民が自由に閲覧することができるようにしなければならない。

### (解説)

市民に開かれた議会とするため、本会議、委員会、全員協議会及び議員連絡会において使用した資料等をいつでも市民が自由に閲覧できるようにすることを定めています。

「その他の議会の活動に関する資料」とは、本会議などの会議以外の活動に関する資料を指し、地方自治法第100条に基づく調査、いわゆる100条調査権に伴う活動に関する資料などが想定されます。

また、「他の条例に特別の定めがある場合」とは、島田市情報公開条例に不開示情報（個人を特定する情報、法人の活動に著しい不利益を与える情報など）として定められている場合などが想定され、この場合には閲覧資料から不開示情報を除かなくてはなりません。

(議案に対する賛否の公表)

第6条 議会は、議案に対する議員の賛否の表明を、市民に公表するものとする。

(解説)

市民に開かれた議会とするため、議案に対する議員の賛否の表明を、議会だより、ホームページ等により公表するものとします。

(議会報告会等の開催)

第7条 議会は、議会の活動の動向を市民に伝え、並びに市民と議員とが自由に意見及び情報を交換するため、定期的に、議会報告会を開催するものとする。

- 2 議会は、市政に関する課題について、市民と議員とが意見を交換する機会を設けることができる。
- 3 議会は、第1項の議会報告会及び前項の市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させるものとする。

(解説)

- 1 議案審議の経過や結果などの議会活動の動向を市民に伝えること及び市民と自由に意見や情報を交換することを目的として、定期的に議会報告会を開催することを定めています。

地域の特性を考慮しつつ、市民の意思を反映した政策を自らが立案するためには、市民の市政に対しての考えを聴取することが重要であることから、市議会では、この機会を通じて議会運営全般に対する意見交換はもとより、市政に関する意見交換も積極的に行いたいと考えます。

議会報告会の具体的な運用については実施要綱により定めます。

- 2 第1項の議会報告会に加え、市政に関する特定の課題について市民と議員とが意見を交換する機会を必要に応じて設けることができることを定めるものです。市民等からの要望又は議会からの呼びかけにより開催します。
- 3 議会報告会及び特定の課題について市民と意見を交換する機会において市民から得た意見及び情報を、議会の活動に反映させることを定めたものです。

### 第3章 議会と執行機関との関係

#### (事務執行の監視)

第8条 議会は、市長その他の執行機関の有する権限を尊重しつつ、その権限に属する事務が公正に、かつ、効率的に執行されているかどうかを監視するものとする。

#### (解説)

市長その他の執行機関の事務が公正に、かつ、効率的に執行されているかどうかを監視することを定めたものです。

議会が行う事務検査、監査請求、調査などのいわゆる監視権を明文化したものです。

#### (市長が立案する政策の調査)

第9条 議会は、市長が立案する政策が市民の福祉の増進に資するものであるかどうかについて、必要な調査を行うものとする。

#### (解説)

市長が立案する政策について、必要な調査を行うことを定めています。市長が提案する議案（＝市長が立案する政策）の審議に必要な資料を要求することを調査の内容として想定しており、どのような種類の資料を求めるかなどの詳細については、島田市議会会議規則第35条の2に定められています。

また、ここに規定されている調査は、地方自治法に基づくいわゆる100条調査権とは性質が異なるものとして規定しています。

#### (補足説明)

##### 島田市議会会議規則（抜粋）

##### （議案に係る資料の要求）

第35条の2 議会は、提出された議案の審議における論点を明らかにするために必要と認めるときは、当該議案の提出者と協議の上、次の各号に掲げる事項のいずれかが記載された資料の提供を求めることができる。

- (1) 当該議案に係る施策（以下この条において「施策」という。）の立案及び当該議案の提出の経緯に関する事項
- (2) 施策と総合計画との整合性に関する事項
- (3) 施策の実施に必要な財源の確保その他の財政上の配慮に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、議会が必要と認める事項

#### (解説)

実効性のある政策調査を行うことを目的として、議案審議における論点を明らかにするために必要な資料を、議案の提出者と協議した上で求めることができることを定めたものです。要求する資料の内容は次のとおりです。

- (1) 議案として提出された施策の発案から意思決定、提案までに至るまでの経緯、どのような議論がなされたかなどが確認できる資料



- (2) 総合的かつ計画的な行政を運営するための基本構想、基本計画及び実施計画（これを総合計画と総称します。）に示されている施策であることが確認できる資料。
- (3) 施策の実施に当たり必要な財源が確保できているか、また、その施策に係る運営に継続的に必要となる経費等が確認できる資料
- (4) (1)～(3)以外に議案の審議に必要なものとして議会が判断した資料

**（議員による資料要求）**

第10条 議員は、本会議等における討議に資するため、市長その他の執行機関に対し、その執行する事務に関する資料の提供を求めることができる。

**（解説）**

執行当局に対する議員の資料要求権を定めたものです。

地方分権時代を迎え、地方議会の活性化が期待される今日においても地方自治法には、議会又は議員の執行機関に対する一般的な資料要求に関する規定がありません。本規定は、これを補完するものです。

議員の情報不足を解消し、本会議等の会議における討議を活性化させることを目的としています。

## 第4章 議会の機能の充実

### (会派の結成)

第11条 議員は、市政の調査研究、政策の立案及び提言その他の議員としての活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

### (解説)

会派とは、議会内に結成された同志的な集合体のことをいいます。

本規定では、会派を市政の調査研究、政策の立案及び提言などの議員活動を行うに当たり結成することができるものとして定めています。

会派の結成の手続きその他については、島田市議会の会派に関する内規により定められます。

### (議員相互の討議)

第12条 議員は、本会議等において、議員相互の討議を積極的に行わなければならない。

### (解説)

議員の活動原則に基づき、本会議等において、積極的に討議を行うことを定めています。

本会議等においては、執行当局への質疑により事実関係を明らかにし、個々の議員は採決の際に賛成か、反対かのみを表明することが一般的に行われています。賛成又は反対の趣旨について発言する機会がありますが、議論の過程が明らかになることは少なく、またすべての議員又は委員が行うわけではありません。

「言論の府」として、多様な意見を出し合ったうえで結論へ至ること、また、討議により結論までの過程を明らかにすることが求められます。

(調査制度等の活用)

第13条 議会は、地方自治法に定める学識経験者等による専門的事項に係る調査その他の市政に関する調査等の制度を、十分に活用するものとする。

2 議員は、前項の規定による制度の活用によって知り得た事項を、討議に反映させなければならない。

(解説)

1 専門的な知識や見識を持った者からの教示、助言及び公聴会制度、参考人制度などの議会の調査に関する制度を十分に活用することを定めたものです。

公聴会制度、参考人制度は、市民が議会に参画する一つの機会としても重要です。

2 これらの制度により知り得た情報を活用すべく、討議に反映させなければならないことを定めたものです。

(政務調査費の活用)

第14条 議員は、市政の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付された政務調査費について、さらに政策の立案及び提言のために活用しなければならない。

2 議員は、政務調査費を使用したときは、その使途を明らかにしなければならない。

(解説)

1 政務調査費を政策の立案及び提言のために活用することを定めたものです。

2 政務調査費の使途の透明性を確保し、市民への説明責任を果たすべく、その使途を明らかにすることを定めています。

なお、政務調査費の交付、報告等に関する事項については、島田市議会政務調査費の交付に関する条例及び同条例施行規則により定められています。

(議会図書室の管理運営等)

第15条 議会は、議員が行う市政の調査研究に資するために設置する議会図書室について、これを適正に管理し、及び運営するとともに、議員による政策の立案及び提言に資するため、その内容を充実させるものとする。

(解説)

議会図書室を適正に管理運営することと、議員の政策の立案及び提言に役立てるため、図書及び資料を充実させることを定めたものです。

(研修の充実)

第16条 議会は、議員が政策を立案し、及び提言するために必要な能力の向上を図るため、議員に対する研修を充実させるものとする。

(解説)

議員の政策立案及び政策提言の能力の向上を図るため、議会が主体的に研修を充実させることを定めたものです。議会の構成員である議員の能力の向上が、議会の充実につながります。

(議会事務局の整備)

第17条 議会は、議会が円滑に運営され、かつ、議員による政策の立案及び提言に関する活動が活発に行われるようにするため、議会事務局の組織体制の整備に努めるものとする。

(解説)

議会事務局は、議会に関する事務と議長及び議員の職務の補助を行う組織です。議会の政策形成機能の更なる充実が求められる中、議会の構成員である議員の政策の立案及び提言に関する活動を十分に補助できるよう、議会事務局の組織体制を充実することを定めたものです。

## 第5章 雑則

### (検討)

第18条 議会は、一般選挙により選出された議員の任期の中途において、この条例の目的が達成されているかどうかについて検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、この条例について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることができる。

### (解説)

1 議員の任期の中間点において、条例に定めた内容が実施されているかなど、その達成の度合いについて検討を行い、必要に応じて条文又は運用の見直しを行うことを定めたものです。定期的な検討を行います。

2 議員の任期の中間点でなくても、市民の意見や社会情勢の変化に応じて、条文又は運用の見直しを行うことができることを定めたものです。

## 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

### (解説)

この条例の施行期日を平成21年4月1日としたものです。条例の本格的な運用は、平成21年5月の議員改選以降からになります。

## 島田市基本計画の議決に関する条例（逐条解説）

### （目的）

第1条 この条例は、基本計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に基づき市政の全般にわたる基本的な方針を体系的に定める計画をいう。以下同じ。）の策定等について、同法第96条第2項の規定に基づき議会の議決すべき事件として定めることにより、市民の意見を計画に反映させ、市政の公正性及び透明性を高めることを目的とする。

### （解説）

本条例の目的を定めたものです。

基本構想に基づき策定される、基本計画を議決事件として定めることにより、市政の公正性と透明性を高めることを目的としています。基本計画は、市政に係る重要な計画のうち最も基本となる計画です。

地方議会の議決事件は、①地方自治法第2条第4項の基本構想、②同法第96条第1項に列挙されている事件、③同条第2項の規定により条例で議決事件として定めたもの、④同法のその他の規定で議決事件とされているもの、⑤その他の法律で議決事件とされているものなどが挙げられますが、本条例による議決事件は、このうち③に該当します。

### （議決）

第2条 市長は、基本計画の策定又は変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

### （解説）

基本計画を策定しようとするときは、議会の議決が必要であることを定めています。

また、変更しようとするときも同様です。軽微な変更は議決の対象から除外されていますが、ここでいう「軽微な変更」とは、基本計画の内容に実質的な影響を与えない字句や固有名詞などの修正のことをいいます。

## 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

### （解説）

この条例の施行期日を平成21年4月1日としたものです。条例の本格的な運用は、平成21年5月の議員改選以降からになります。